平成２１年（フ）第２０９号
奈良市芝辻町２丁目８番10―508号
債務者　枡谷　孝美
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２７２号
奈良市都祁白石町1225番地の８　グレースピアＢ201号
債務者　吹上　　郁（旧姓園田）
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２７９号
奈良市北新町66番地の７
債務者　岸　　博之
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３４８号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町136番地22、住民票上の住所奈良県天理市二階堂上ノ庄町173番地70
債務者　南　　秀人
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３８６号
北九州市若松区高須南１丁目４番36号
債務者　鷹取　勝利
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第４８７号
北九州市小倉北区三萩野１丁目６番12―601号
債務者　浦　　靖之
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５０８号
北九州市八幡西区清納１丁目５番７号
債務者　中津留辰夫
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６２７号
北九州市小倉北区東篠崎３丁目３番１―808号
債務者　廣田　順子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６２８号
北九州市八幡東区大蔵１丁目１番41号
債務者　若松はるみ
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６２９号
北九州市八幡東区上本町２丁目３番２―202号
債務者　伊東　積輔
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７０４号
栃木県栃木市平柳町２丁目３番28号　フレグランス203号
債務者　戸澤　一則
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４５６号
名古屋市中村区押木田町１丁目14番地　清風荘10号
債務者　川口　龍郎
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３２号
奈良市疋田町４丁目145番地
債務者　北澤三智也
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３５２号
奈良県生駒市中菜畑２丁目2886番地
債務者　藤城　隆範
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４６号
福岡県京都郡苅田町大字新津982番地３
債務者　岸下富士夫
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第４８３号
北九州市小倉南区葛原２丁目25番34―203号
債務者　古田　佳子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５３７号
北九州市小倉南区津田南町20番22号
債務者　小田　　實
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部